

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

1 2022年4月1日から、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域（※）や領事出張サービス等を利用できない遠隔地にお住まいの方等、一定の条件を満たす方に対し、在外選挙人登録申請の際のご本人の来館を免除する特例措置を開始します。

2 当館の在外選挙管轄区域内にお住まいで次の条件に該当する方は、ビデオ通話による本人確認及び事前に当館に送付された提出書類の原本確認を行うことで在外選挙人登録申請ができます。

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等の対象地域にお住まいの方（注：現在、当館の在外選挙管轄区域内でフロリダ州には該当地域はありません）

（2）本人又は代理人の来館による在外選挙人登録申請が困難である特別な事情がある方（事前に当館までご相談下さい。尚、特別な事情と判断出来ない場合は、来館免除は出来ませんので、予めご了承ください。）

3 申請方法は、次のとおりです。

（1）事前に当館まで電話連絡の上、以下の書類を当館まで送付してください。

ア [在外選挙人登録申請書原本](#)

イ [申請時出頭免除願書](#)

ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し（3ヶ月以上前に在留届を提出している場合は不要）

（2）上記の書類が当館に届き次第、申請者ご本人へ連絡します。日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。

（3）ビデオ通話では、申請者の本人確認及び事前に送付された書類の原本確認を行います。あらかじめ、旅券原本及び住所確認書類原本（3ヶ月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。

（4）以下の場合、申請を受け付けられません。予め、ご了承願います。

ア ビデオ通話を行うことが困難な場合

イ （2）の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合

ウ （3）の結果、ご本人確認が出来ない場合や、申請書類に疑義がある場合

4 今夏には、参議院議員通常選挙が予定されています。在外選挙人登録には、通常2ヶ月ほど（注）かかりますので、早めの登録申請をおすすめいたします。

（注）申請時点で3ヶ月以上当地に住所を有していることが確認出来る場合。